



埼玉県報

第 2 6 5 8 号
平成26年12月26日
金 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則\(改革推進課\)](#)
- [児童福祉法施行細則の一部を改正する規則\(健康長寿課\)](#)
- [埼玉県小児慢性特定疾病審査会規則\(健康長寿課\)](#)
- [埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則\(産業人材育成課\)](#)
- [埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則\(住宅課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し\(出納総務課\)](#)
- [県立学校教職員用コンピュータ賃貸借に関する落札者等の告示\(高校教育指導課\)](#)
- [特別支援学校教職員用コンピュータ賃貸借に関する落札者等の告示\(高校教育指導課\)](#)

- [県道ときがわ坂戸線の区域の変更\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [不在者投票を行うことができる施設の異動\(選挙管理委員会\)](#)
- [不在者投票を行うことができる施設の指定の解除\(選挙管理委員会\)](#)

雑報

- [普通肥料の検査結果の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [特殊肥料の検査結果の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)

正誤

- [埼玉県告示第1625号中訂正\(商業・サービス産業支援課\)](#)

規 則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第九十三号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第百八十七条の表中

埼玉県医療審議会	医療法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議する。	医療整備課
埼玉県救急医療機関審査会	知事の諮問に応じ、救急病院又は救急診療所としての適否を審査する。	医療整備課

を

埼玉県医療審議会	医療法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議する。	医療整備課
埼玉県救急医療機関審査会	知事の諮問に応じ、救急病院又は救急診療所としての適否を審査する。	医療整備課
埼玉県小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法第十九条の三第四項の規定による医療費支給認定をしないことについての審査に関する事務	健康長寿課

に

改める。

附 則

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

規則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第九十四号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の二条を加える。

（小児慢性特定疾病医療費支給の申請書等）

第一条の二 次の各号に掲げる申請等は、それぞれ当該各号に定める様式の書類を提出して行うものとする。

一 法第十九条の三第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給の申請 様式第一号の二

二 法第十九条の五第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給認定に係る事項の変更の申請 様式第一号の三

三 法第十九条の九第一項の指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の申請 様式第一号の四

四 法第十九条の十四の指定小児慢性特定疾病医療機関の指定に係る事項の変更の届出 様式第一号の五

五 法第十九条の十五の指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の届出 様式第一号の六

六 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下「規則」という。）第七条の九第三項の小児慢性特定疾病医療費の支給認定の申請に係る事項の変更の届出 様式第一号の七

七 規則第七条の十第一項の指定医の指定の申請 様式第一号の八

八 規則第七条の十四の指定医の申請に係る事項の変更の届出 様式第一号の九

九 規則第七条の十五の指定医の指定の辞退の届出 様式第一号の十

十 規則第七条の二十三第一項の医療受給者証の再交付の申請 様式第一号の十一

2 次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 法第十九条の三第七項の医療受給者証 様式第一号の十二

二 法第十九条の九第一項の指定小児慢性特定疾病医療機関の指定に係る指定書
様式第一号の十三

三 規則第七条の十第一項の指定医の指定に係る指定書 様式第一号の十四
(書類の提出先)

第一条の三 前条第一項各号に掲げる書類の提出先は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

一 前条第一項第一号、第二号、第六号及び第十号に係る申請又は届出 居住地を管轄する保健所長

二 前条第一項第三号から第五号まで及び第七号から第九号までに係る申請、届出又は申出 埼玉県保健医療部健康長寿課長

第二条第一項中「児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号。以下「規則」という。)」を「規則」に改める。

別表第一の備考2中「並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律」を「、租税特別措置法等の一部を改正する法律」に改め、「附則第12条」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号) 附則第59条第1項及び第60条第1項」を加える。

別表第二の備考2中「並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律」を「、租税特別措置法等の一部を改正する法律」に改め、「附則第12条」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号) 附則第59条第1項及び第60条第1項」を加え、同表の備考4⑤中「女子で」を「女子及び配偶者のない男子で、」に改め、「及びこれに準ずる父子家庭の世帯」を挿入、同表の備考4⑥中「第13項から第15項」を「第12項から第14項」に改め、同表の備考8②中「390,000円」を「404,000円」に改める。

様式第一号の次に次の十三様式を加える。

(表面)

小児慢性特定疾病医療費支給申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者 居 住 地 〒

フリガナ

氏 名 (自署又は記名押印)

㊞

電 話 番 号

受診者との続柄

児童福祉法第19条の3第1項の規定により、次のとおり小児慢性特定疾病医療費の支給を申請します。

受 診 者	小児慢性 特定疾病 受給者番号									※他の疾病で支給を受けている 場合及び継続申請の場合に記 入してください。	
	フリガナ										
	氏 名										
	居 住 地	〒									
	生 年 月 日	年 月 日			性 別						
	加入医療保険 等	フリガナ 被 保 険 者 氏 名				受 診 者 と の 続 柄					
		保険者名称				記号・番号					
小児慢性 特定疾病名											
自己負担上限月額の特例(該当するものに○を付すこと。)	高額治療継続者 療養負担過重患者 人工呼吸器等装着者										
所得状況を証明する書類の省略を希望する場合は、氏名を記入してください。											
<input type="checkbox"/> 自己負担上限月額の階層がⅥ(最高額)となることを承諾し、所得状況等を証明する書類は提出しません。 (加入する医療保険が国民健康保険組合の場合は、省略できません。) 申請者氏名											
<input type="checkbox"/> 市町村民税が非課税の場合(非課税証明書等の提出が必要)で保護者の「収入」が80万円を超えるため、自己負担上限月額の階層がⅢとなることを承諾し、各種年金・特別児童扶養手当等の証明書は提出しません。 申請者氏名											
申請に関する連絡先											
フリガナ				受 診 者							
氏 名				と の 続 柄							
住 所	〒			電 話 番 号							

(裏面)

医療費支給認定基準世帯員

世帯員氏名	受診者との続柄	生年月日	小児慢性又は指定難病受給者は該当するものに <input checked="" type="checkbox"/>	左記の受給者番号
	受診者	年月日	<input type="checkbox"/> 指定難病	
		年月日	<input type="checkbox"/> 小児慢性 <input type="checkbox"/> 指定難病	
		年月日	<input type="checkbox"/> 小児慢性 <input type="checkbox"/> 指定難病	
		年月日	<input type="checkbox"/> 小児慢性 <input type="checkbox"/> 指定難病	
		年月日	<input type="checkbox"/> 小児慢性 <input type="checkbox"/> 指定難病	
		年月日	<input type="checkbox"/> 小児慢性 <input type="checkbox"/> 指定難病	
		年月日	<input type="checkbox"/> 小児慢性 <input type="checkbox"/> 指定難病	

受診を希望する指定小児慢性特定疾病医療機関

該当する場合は <input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 院外薬局の利用はない	
名称	1	2	
所在地			
名称	3	4	
所在地			
名称	5	6	
所在地			
名称	7	8	
所在地			
名称	9	10	
所在地			
名称	11	12	
所在地			

様式第1号の3 (第1条の2関係)

小児慢性特定疾病医療費支給認定変更申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者 居 住 地 〒
フリガナ
氏 名 (自署又は記名押印) ⑨
電 話 番 号
受給者との続柄

児童福祉法第19条の5第1項の規定により、支給認定に係る事項を次のとおり変更したいので申請します。

公費負担者番号										フリガナ		
受給者番号										受給者氏名		
居 住 地		〒							生年月日			
									性 別			
小児慢性特定疾病医療機関	変更前	名 称								変更後	名 称	
		居住地									居住地	
		名 称									名 称	
	居住地								居住地			
	名 称								名 称			
	居住地								居住地			
負担上限月額及び負担上限月額に関する事項		事項										
		理由										
支給認定に係る小児慢性特定疾病の名称		名称										
		理由										

様式第1号の4（第1条の2関係）

指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書（新規・更新）

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

開設者・事業者の代表者

住所又は所在地 〒

氏名又は名称

⑩

電話番号

児童福祉法第19条の9第1項の規定により、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定（指定の更新）を受けたいので次のとおり申請します。また、申請に当たり、同条第2項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

種別（該当するものに○を付すこと。）	病院	診療所	薬局	指定訪問看護事業者
名 称				
所 在 地	〒			
電 話 番 号				
医 療 機 関 コ ー ド				
標ぼうしている診療科名 （病院・診療所のみ記載）				
役員 の 氏 名 及 び 職 名	氏 名	職 名		

注 「開設者・事業者の代表者」について、指定訪問看護事業者にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに当該事業者の代表者の住所及び氏名を記入すること。

様式第1号の5（第1条の2関係）

指定小児慢性特定疾病医療機関変更届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

開設者・事業者の代表者

住所又は所在地 〒

氏名又は名称

㊞

電話番号

児童福祉法第19条の14の規定により、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定に係る事項を次のとおり変更したので届け出ます。

種別（該当するものに○を付すこと。）	病院 診療所 薬局 指定訪問看護事業者		
指定小児慢性特定疾病医療機関の名称			
医療機関コード			
変更事項	1	変更前	
		変更後	
	2	変更前	
		変更後	
変更年月日	1	年 月 日	
	2	年 月 日	

注 「開設者・事業者の代表者」について、指定訪問看護事業者にあつては、主たる事務所の所在地及び名称を記入すること。

様式第1号の6（第1条の2関係）

指定小児慢性特定疾病医療機関指定辞退申出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

開設者・事業者の代表者

住所又は所在地 〒

氏名又は名称

㊞

電話番号

児童福祉法第19条の15の規定により、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を
辞退したいので申し出ます。

種別（該当するものに○ を付すこと。）	病院 診療所 薬局 指定訪問看護事業者
指定小児慢性特定疾病 医療機関の名称	
医療機関コード	
所在地	〒
辞退年月日	年 月 日
辞退の理由	

注1 この申出は、指定を辞退しようとする日の1月前までに行う必要があります。

注2 「開設者・事業者の代表者」について、指定訪問看護事業者にあつては、主たる事務所の所在地及び名称を記入すること。

様式第1号の7（第1条の2関係）

小児慢性特定疾病医療費支給認定申請事項変更届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者 居 住 地 〒
 フ リ ガ ナ
 氏 名 (自署又は記名押印) ⑨
 電 話 番 号
 受給者との続柄

児童福祉法施行規則第7条の9第3項の規定により、小児慢性特定疾病医療費の支給認定の申請に係る事項を次のとおり変更しましたので届け出ます。

公費負担者番号								フリガナ							
受給者番号								受給者氏名							
受給者	変更前	氏名								変更後	氏名				
		居住地									居住地				
		性別				生年月日					性別				生年月日
保護者	変更前	氏名 (続柄)		()						変更後	氏名 (続柄)		()		
		居住地									居住地				
		電話番号									電話番号				
保険	変更前	保険者名称								変更後	保険者名称				
		記号・番号									記号・番号				
医療費支給認定基準世帯員(受給者と同じ健康保険に加入する者)の氏名(続柄)				()								()			
				()								()			
				()								()			
受診を希望する医療機関	変更前	名称								変更後	名称				
		所在地									所在地				
負担上限月額算定のため必要な事項		変更前								変更後					

様式第1号の8 (第1条の2関係)

(表面)

指定医指定申請書 (新規・更新)

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

居住地 〒

氏名 (自署又は記名押印)

印

電話番号

児童福祉法施行規則第7条の10第1項の規定により、指定医の指定 (指定の更新) を受けたいので申請します。

生年月日		年 月 日		性別			
医籍登録番号				医籍登録年月日		年 月 日	
指定医要件	1	専門医の資格の名称	専門医の認定機関 (学会) 名		専門医の認定期間	年 月 から 年 月 まで	
	2	研修の名称			研修了日	年 月 日	
勤務先の医療機関		医療機関名					
		所在地		〒			
		電話番号					
		担当する診療科名					

注1 「指定医要件」欄は、該当する1又は2のいずれかについて記入すること。

注2 「勤務先の医療機関」欄は、小児慢性特定疾病医療費の支給認定申請に必要な診断書を作成する可能性のある主たる医療機関について記載すること。

(裏面)

(表面)の勤務先以外に勤務し、診断書を作成する可能性のある医療機関があれば記入してください。

1	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科名	
2	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科名	
3	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科名	
4	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科名	
5	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科名	

様式第1号の9（第1条の2関係）

指定医申請事項変更届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

指定医名（自署又は記名押印）

㊟

指定医番号

電話番号

児童福祉法施行規則第7条の14の規定により、指定医の申請に係る事項を次のとおり変更したので届け出ます。

変更事由 (該当するものに○ を付すこと。)	1 氏名の変更	
	2 居住地の変更	
変更事項	3 生年月日の変更	
	4 電話番号の変更	
	5 医籍登録番号及び登録年月日の変更	
	6 担当する診療科名の変更	
	7 診断書の作成を行おうとする医療機関の名称及び所在地の変更	
変更年月日	変更前	
	変更後	
変更年月日	年	月 日

様式第1号の10（第1条の2関係）

指定医指定辞退申出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

氏 名（自署又は記名押印） ⑩
住 所〒
電 話 番 号

児童福祉法施行規則第7条の15の規定により、指定医を辞退したいので次のとおり申し出ます。

指 定 医	氏 名	
	指 定 医 番 号	
	居 住 地	
	勤 務 先 の 医 療 機 関 名	
辞 退 年 月 日	年 月 日	
辞 退 の 理 由		

注 この申出は、指定を辞退しようとする日の60日前までに行う必要があります。

医療受給者証再交付申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者 居 住 地 〒
フリガナ
氏 名 (自署又は記名押印) ㊟
電 話 番 号
受給者との続柄

児童福祉法施行規則第7条の23第1項の規定により、医療受給者証の再交付を受けたいので申請します。

受給者番号										
受給者	フリガナ							男	生 年 月 日	年 月 日
	氏 名							女		
	居 住 地									
	疾 病 名									
再交付を申請する理由 (該当するものに○を付すこと。)	1 破損 2 汚損 3 亡失 4 滅失									

様式第1号の12（第1条の2関係）

小児慢性特定疾病医療受給者証				
公費負担者番号				
受給者番号				
受給者	居住地			
	氏名			
	生年月日	年	月	日
性別				
保険者名				
被保険者証の記号・番号				適用区分
保護者	居住地			
	氏名			受給者との続柄
有効期間				
小児慢性特定疾病の名称				
指定小児慢性特定疾病医療機関				
自己負担上限月額		月額	円	階層区分
上記のとおり認定します。 年 月 日				
埼玉県知事				印

指定小児慢性特定疾病医療機関指定書

開設者・事業者の代表者

住所又は所在地

氏名又は名称

児童福祉法第19条の9第1項の規定により、下記のとおり指定小児慢性特定疾病医療機関に指定します。

年 月 日

埼玉県知事



記

1 指定小児慢性特定疾病医療機関の名称及び所在地

2 指定の有効期間

3 その他

様式第1号の14（第1条の2関係）

指定医指定書

氏 名
勤務先名称
勤務先所在地

児童福祉法施行規則第7条の10第1項の規定により、下記のとおり指定医に指定します。

年 月 日

埼玉県知事



記

1 指定医番号

2 指定の有効期間

3 その他

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定及び別表第二の改正規定（同表の備考8(2)の改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第一の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後の療育の給付に要する費用の徴収から適用し、同日前の療育の給付に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

3 改正後の別表第二の備考2の規定は、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日以後の助産の実施、母子保護の実施、児童福祉法施行細則第二十九条第一項に規定する措置又は児童自立生活援助の実施（以下この項において「措置等」という。）に要する費用の徴収から適用し、同日前の措置等に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

4 改正後の別表第二の備考8(2)の規定は、この規則の施行の日以後の出産に係る助産の実施に要する費用の徴収から適用し、同日前の出産に係る助産の実施に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

規則

埼玉県小児慢性特定疾病審査会規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第九十五号

埼玉県小児慢性特定疾病審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和二十八年埼玉県条例第十七号)第六条の規定に基づき、埼玉県小児慢性特定疾病審査会(以下「審査会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審査会は、委員十二人以内をもって組織する。

(会議)

第三条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 委員は、審査会の議決により当該議事に直接の利害関係を有すると認められたときは、その議決に加わることができない。

(関係者の出席)

第四条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(会議の非公開)

第五条 審査会の会議は、公開しない。

(議事録)

第六条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する二人の委員が署名し、又は記名押印しなければならない。

(庶務)

第七条 審査会の庶務は、保健医療部健康長寿課において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附則

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

規 則

埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第九十六号

埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

埼玉県訓練手当支給規則（昭和四十一年埼玉県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「第三条第二項」を「第二条第一項第五号」に、「同項」を「同号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

規則

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第九十七号

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の二号を加える。

十一 同居して扶養する十二歳に達する日以後の最初の三月末日までの間にある者（イ及び次号八において「同居扶養年少者」という。）がいる者であつて、次のイから八までのいずれにも該当するもの

イ その者の同居扶養年少者の祖父母に、当該同居扶養年少者が世話を受ける者

ロ イに規定する祖父母が、その者の入居しようとする県営住宅の所在する市町村（さいたま市にあつては、区とする。）又はこれに隣接する市町村（特別区を含み、さいたま市にあつては、区とする。）に居住している者

ハ イに規定する祖父母と同一の市町村（特別区を含み、さいたま市にあつては、区とする。）に居住していない者（入居しようとする県営住宅と当該祖父母の居住する住宅との距離が、当該県営住宅への入居の申込みをした時におけるその者の居住する住宅と当該祖父母の居住する住宅との距離より長くなる者を除く。）

十二 次のいずれかに該当する者であつて、入居しようとする県営住宅の所在する市町村（さいたま市にあつては、区とする。）又はこれに隣接する市町村（特別区を含み、さいたま市にあつては、区とする。）に居住している者（以下この号において単に「居住者」という。）と同一の市町村（特別区を含み、さいたま市にあつては、区とする。）に居住していない者（入居しようとする県営住宅と居住者の居住する住宅との距離が、当該県営住宅への入居の申込みをした時におけるその者の居住する住宅と居住者の居住する住宅との距離より長くなる者を除く。）

イ 居住者の子であつて、当該居住者の介護又は看護等を行うもの

ロ 居住者の親であつて、当該居住者の介護又は看護等を受けるもの

八 居住者の同居扶養年少者の祖父母であつて、当該居住者の同居扶養年少者の世話を行うもの

別表二三の項中「三八八」を「三一六」に改め、同表二四の項中「四〇六」を「五七六」に改め、同表二七の項中「五八・三〇」を「四七・五五」に、「二〇〇」を「一二〇」に改める。

様式第一号（表面）を次のように改める。

(表面)

県営住宅入居申込書

受付番号

(宛先)

埼玉県知事
(市町村の長又は埼玉県住宅供給会社の理事長)

年 月 日

県営住宅への入居の承認を受けたいので、別記(裏面)の事項を承知の上、埼玉県県営住宅条例第8条の規定により、次のとおり申し込みます。

申込者

住 所	郵便番号	1 1							電話番号							
	都・道 府・県				区 市・郡				区 町・村							
勤 務 先	名称								電話番号							
	所在地	都・道 府・県				区 市・郡				区 町・村						
世帯 構成 (現に同居し、 又は同居しようとする親族)	続柄	フリガナ		生年月日			年齢	手帳番号等を記入		手帳の等級を記入						
		氏名		年	月	日		手帳の交付を受けている場合は、手帳番号等を記入すること。該当する項目を で囲むこと。								
	本人	男・女						手帳番号等()	手帳の等級()	身体障害者	精神障害者	知的障害者	戦傷病者	被爆者	引揚者	ハセ病
		男・女						手帳番号等()	手帳の等級()	身体障害者	精神障害者	知的障害者	戦傷病者	被爆者	引揚者	ハセ病
		男・女						手帳番号等()	手帳の等級()	身体障害者	精神障害者	知的障害者	戦傷病者	被爆者	引揚者	ハセ病
		男・女						手帳番号等()	手帳の等級()	身体障害者	精神障害者	知的障害者	戦傷病者	被爆者	引揚者	ハセ病
		男・女						手帳番号等()	手帳の等級()	身体障害者	精神障害者	知的障害者	戦傷病者	被爆者	引揚者	ハセ病
		男・女						手帳番号等()	手帳の等級()	身体障害者	精神障害者	知的障害者	戦傷病者	被爆者	引揚者	ハセ病
入居を希望する県営住宅	県営住宅名	間取り					住宅番号									
申 告 事 項	次の項目に該当する場合は、 中の数字を で囲むこと。															
	申込者本人が、離婚、配偶者との死別等により現に婚姻(これと同様の関係を含む。)をせずに20歳未満の児童を養育している女子又は男子である。														1	
	申込者本人がDV被害者であり、婦人相談センター等での保護の終了の日又は裁判所の保護命令が効力を生じた日から5年以内の者である。 (施設又は裁判所名:) (保護の終了の日又は保護命令が効力を生じた日: 年 月 日)														2	
	申込者本人が、犯罪被害者やその家族等で、犯罪により従前の住宅に居住することが困難となっている。 (被害届提出警察署名:) (被害届日: 年 月 日)														3	
	申込者本人が、今回の入居申込みの前2年間において県営住宅の公募に応じ、落選した回数が4回以上である。 下欄に応募年月及び先頭の抽選番号をいずれか4回分を記入すること。														4	
	応募年月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月										
	抽選番号															
	申込者本人が、特別県営住宅等の入居等で、当該住宅等の建替え後の家賃の急激な上昇のため、家賃の負担が困難となる者である。														5	
	難病等の認定を受け、障害福祉サービス受給者証等が交付されている者がいる世帯である。 (受給者証等が交付されている者の氏名:) (難病等の名称:)														6	
	申込者本人が、埼玉県が行う公共事業の施行に伴い住宅が除却される者である。														7	
	災害による住宅の滅失 8 不良住宅の撤去 9 借上県営住宅の契約の終了 10															
	県営住宅建替事業による県営住宅の除却 11 都市計画事業等の施行に伴う住宅の除却 12															
	土地収用法等に基づく事業の執行に伴う住宅の除却 13															
	近居により子育てや介護・看護などについて世代間で支え合おうとする者である。														14	

備考 1 欄は記入しないこと。
2 単身での申込みの場合も本人欄に記入すること。
3 募集案内の記入例を参照して記入すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表二四の項の改正規定は、平成二十七年一月十九日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千六百四十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年十二月九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ふるさと
- 三 代表者の氏名
國井 敏光
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県春日部市緑町四丁目五番七号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者及び高齢者に対し、ふれあいと健やかな生活の提供を行い、豊かに暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千六百四十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年十二月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人かさほらいいききスポーツクラブ

三 代表者の氏名

野崎 武士

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鴻巣市笠原千五百七十三番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもから高齢者まで多世代の住民を対象として行う、各種スポーツ活動や文化活動を通じて、地域社会の健康づくりおよびまちづくりに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千六百四十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年十二月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人ときめきライフ埼玉
- 三 代表者の氏名
磯 竹 榮
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県所沢市けやき台一丁目二十二番地の八
- 五 定款に記載された目的
この法人は、埼玉県の地域の人々に対し、心豊かに、安心して暮らせるコミュニティづくりを目指し、健康・生きがいづくりや仲間づくりの増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百四十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年十二月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人かるがも工房

三 代表者の氏名

松本 博子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県白岡市上野田三百九十一番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、こころや体に不自由さを感じている人たちの生活の向上を図り、共に生活し支えあうことを目指すと共に、さらに多くの人たちと関わりながら支援の輪を広げ、支援を必要としている人の支えとなることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術機関として、次の者を指定した。

平成二十六年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	開設者	所在地	指定年月日
医療法人社団 永世会 松本医院	永世会	永草加市松原二一七	平成二十六年十一月一日
福島脳神経外科・内科クリニック	福島力	志木市本町六一二 二一四五 ヴェルモ志木	平成二十六年十二月十一日
東京家政大学かせい森のクリニック園	学校法人 渡辺学	狭山市稲荷山二一五一一	平成二十六年十二月一日
戸田ファミリア耳鼻咽喉科	戸田 崇殷	戸田市大字新曽七九六	平成二十六年十一月一日
城西内科クリニック	高橋 聡美	新座市栗原五一二六	平成二十六年九月二十五日
なかむら内科クリニック	中村 一久	白岡市新白岡三一四 四一 ルネガーデンF	平成二十六年十一月一日
いなぎেন্টクリニック	医療法人社団 はなぶさ会	北本市本町四一〇一一	平成二十六年十一月一日
ほさか内科クリニック	穂坂 春彦	所沢市東所沢和田一八	平成二十六年十一月一日
医療法人社団 みどりの会	医療法人社団 みどりの会	所沢市緑町一一四	平成二十六年十一月一日
皮ふ科クリニック			
福元内科クリニック	医療法人 福和会	所沢市南住吉二一六	平成二十六年十一月一日

中村眼科	中村 伸男	川口市西川口一 二六〇一〇 一階	平成二十六年十一月二 十五日
ウメツ医院	医療法人社団 積善会	川口市並木三一九 一七	平成二十六年十月一日
上尾キッズクリ ニック	医療法人 上尾 キッズクリニッ ク	上尾市壱丁目四六 六一四	平成二十六年十一月一 日
福島内科	医療法人社団 福島内科	比企郡鳩山町楓ヶ 丘四一七七八	平成二十六年十一月一 日
武重外科・整形外 科	医療法人社団 直秀会	上尾市大字上二八 二一	平成二十六年十一月一 日
こしがや眼科ク リニック	医療法人社団 明輝会	越谷市赤山町二一 二九一三 イハシ 第三ビル一階	平成二十六年十一月一 日
富士見在宅クリ ニック	鈴木 純一	富士見市針ヶ谷二 一八七	平成二十六年十一月一 日
医療法人 森田 会 森田整形外 科クリニック	医療法人 森田 森田本庄市小島一 四	平成二十六年十一月一 日	平成二十六年十一月一 日
いわかみクリニ ック	岩上 真吾	春日部市粕壁六九 四七一 プラザ ビル一〇三	平成二十六年十二月一 日
医療法人 建正 会 平塚整形外 科クリニック	医療法人 建正 富士見市鶴馬三三 七一一	平成二十六年十一月一 日	平成二十六年十一月一 日
リンク歯科クリ ニック	勇哉	狭山市新狭山三一 九一三一 F	平成二十六年十一月一 日
わらび駅前歯科 会	医療法人 煌潤	蕨市塚越一 一六一三 F	平成二十六年十一月一 日

医療法人 双島医療法人 双島戸田市新曽芦原二 会 アイル歯科会 ○〇二一―二 市日 クリニック ケ谷ビル三F	医療法人社団医療法人社団川口市朝日二―六平成二 喜望会 はしだ喜望会 一―二 エクレ―日 平成二 歯科医院 ル朝日町一F 平成二	本庄デンタルク薄井 俊朗 本庄市けや木三―平成二 リニック 二〇一―〇 十五年十月一日	アイセイ薬局株式会社 アイ所沢市東所沢和田平成二 東所沢店 セイ薬局 一―一―八 日 平成二	薬局トモズ川口株式会社 トモ川口市飯塚二―二平成二 店 ズ 一― ライオンズ日 平成二 ブラザ川口一階	オリーブ薬局 株式会社 モン越谷市大成町六一―平成二 テファルム 四〇一―一 日 平成二	錦町薬局 社 クラフト株式会社 蕨市錦町五―三―平成二 二八 日 平成二	薬局アイ 有限会社 メデ秩父郡小鹿野町小平成二 イカルエム 鹿野三―八―二 日 平成二	はなみずき薬局株式会社 プラ上尾市緑丘一―一平成二 イム 三―二―一 日 平成二	あおば薬局 菖株式会社 アイ久喜市菖蒲町菖蒲平成二 蒲店 アイファーマシ 四〇三―一―三 日 平成二	けやき薬局 有限会社 アイ草加市松原二―二平成二 エスメディカル 一―六 七日 平成二	サンドラッグ志株式会社 サン志木市本町六一―二平成二 木薬局 ドラッグ 二―四―五 日 平成二
--	--	--	---	---	---	---	--	---	---	--	--

氏名	住所	施術所		所在地	指定年月日
		名称			
坂入 匡郁		平和島駅前 整骨院		大田区大森北六 一四一〇	平成二十六年十二月一日
荻原 直人		東所沢整骨 院		所沢市東所沢和 田二一四一 エヌワイビル 一F	平成二十六年十一月一日
大塚 博孝		MiO鍼灸 整骨院		加須市旗井一七 四三一一	平成二十六年十一月二十八日
池上 龍也		一休堂整骨 院		練馬区大泉町五 一五一一	平成二十六年十一月一日
木村 拓磨		綿貫鍼灸整 骨院		上尾市仲町一 八一三一 ワエクスセルビル 一〇一	平成二十六年十二月十一日
和田 隆		よつば治療 院		さいたま市浦和 区木崎五一二三 一三一一〇二一	平成二十六年十二月一日

二 指定施術機関

訪問看護ステーション シャローム	医療法人社団 シャローム	東松山市大字松山一四九六	平成二十六年七月一日
静風荘病院訪問看護ステーションひまわり	一般財団法人 野中東皓会	新座市堀ノ内二二二二	平成二十六年十一月一日

加藤 政明	石塚 智彦	岩井 昌人	大上 清輝	二宮 健	内田 祥子
加藤鍼灸院	十全堂鍼灸整骨院	ひなたぼっこ指圧治療院	おおいずみ鍼灸整骨院 おおいずみ訪問 リハビリ・マ ッサージ	すいせき堂	大宮鍼灸整骨院
熊谷五〇五 一四 ビレッタ日	熊谷市石原二 一〇一七 日	白岡市野牛一 二八二 メゾ ンコジマ 一〇 二	練馬区東大泉一 一三五 一四三日	所沢市西所沢二 一九一三四一三日 〇二	さいたま市北区 植竹町一七五 五一二 TKビ ル二階
平成二十六年十二月一	平成二十六年十二月四	平成二十六年十二月十	平成二十六年十一月十	平成二十六年十一月一	平成二十六年十月一日

告示

埼玉県告示第千六百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施設機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十六年十二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
医療法人青嵐会 林眼科クリニック	名称	医療法人 林医院	医療法人青嵐会 林眼科クリニック
JMA東埼玉訪問看護ステーション	名称 所在地	東埼玉訪問看護ステーション 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地二一〇二	JMA東埼玉訪問看護ステーション 埼玉県幸手市吉野五一七〇五
訪問看護ステーションあい	所在地	入間市上小谷田一〇二	入間市小谷田三五一〇二

二 指定施術機関

氏名	星 真	変更事項	
変更前	北葛飾郡杉戸町下 高野五九六一三一	変更後	越谷市北越谷四一 三一三 センチ ユリ一山中三〇六 号室
対馬 誉人	施術所所在地	東松山市松本町二 一五五	東松山市六反町七 一七一F

告示

埼玉県告示第千六百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成二十六年十二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	所在地	辞退年月日
野口歯科クリニック	春日部市牛島一五六八	平成二十六年十二月三〇日
ララガーデン川口クリニック	川口市宮町十八ー九 ララガーデン川口一階	平成二十六年十二月三十一日

告 示

埼玉県告示第六百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施設機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十六年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
オリーブ薬局	越谷市大成町六一四 〇一一	平成二十六年十月三十一日
おおば歯科医院	春日部市大場四二一一	平成二十六年十一月三十日
城西医院	新座市栗原五一三十四	平成二十六年九月二十四日
福島内科	比企郡鳩山町楓ヶ丘四 一七七八	平成二十六年十月三十一日
わらび駅前歯科	蕨市塚越一一二一一六 一三F	平成二十六年十月三十一日
すみれ薬局	行田市棚田町一一四二 一五	平成二十六年十一月十五日
医療法人社団 積善会 梅津医院	川口市並木三一四一二 六 中村ビル二階・三階	平成二十六年九月三十日
平塚整形外科クリニックス	富士見市鶴馬三三七一 一	平成二十六年十月三十一日
福元内科クリニックス	所沢市南住吉二一一一 六	平成二十六年十月三十一日
森田整形外科クリニックス	本庄市小島一一一四	平成二十六年十月三十一日
アイル歯科クリニックス	戸田市新曽芦原二〇〇 二一一二 市ヶ谷ビル 三F	平成二十六年十月三十一日

はしだ歯科医院	川口市朝日二一六一 二エクレール朝日町一	平成二十六年十月三十一日
いなぎ e n t クリ ニック	北本市本町四一二〇一	平成二十六年十月三十一日
こしがや眼科クリ ニック	F 越谷市赤山町二一二十九 一イハシ第三ビル一	平成二十六年十月三十一日
本庄デンタルクリ ニック	本庄市駅南一三二一 本庄BLALA四F	平成二十五年九月三十日
上尾キッズクリ ニック	四 上尾市荻丁目四六六一	平成二十六年十月三十一日
みどり皮ふ科クリ ニック	所沢市緑町一四一	平成二十六年十月三十一日
富士見在宅クリ ニック	九一九 センチュリー ガーデン一〇二号室	平成二十六年十月三十一日
ドラッグセイムス 前川2丁目薬局	一 川口市前川二一三九一	平成二十六年十月三十一日
武重外科・整形外科	上尾市上二八一	平成二十六年十月三十一日

二 指定施術機関

氏名	鹿庭 貴彦	
住所		
施術所	名称	ともえ整骨院
指定年月日	所在地	世田谷区池尻三平 成二十六年九月十日 十三十二

告 示

埼玉県告示第六百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十六年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
ゆたか	春日部市谷原 新田二二二〇	ゆたか株式会社	居宅介護支援	平成二十六年十 一月一日
デイサービス CORE 白 岡 Cond itioni ng Sup port	白岡市高岩九 株 株式会社 C Cube C reate	介護予防通所介護	平成二十六年七 月一日	
愛の家グループ ホーム上尾 原市	上尾市原市ニ ア・サービス株 株式会社 生活介護	認知症対応型共同 介護予防認知症対 応型共同生活介護	平成二十六年十 一月一日	
デイサービス ちやのみ	上尾市原市一 特定非営利活通所介護 動法人福祉俱 楽部ちやのみ	介護予防通所介護	平成二十六年十 一月一日	
だんらの家 坂戸	坂戸市鶴舞二 有限会社共和通所介護 エレクトク	通所介護	平成二十六年十 二月一日	
ケアプランあ かねぞら	南埼玉郡宮代 町東条原四八ねぞら 有限会社あか居宅介護支援 三一一一	居宅介護支援	平成二十六年十 月一日	
デイサービス センター ち みち伊奈北	北足立郡伊奈 社会福祉法人通所介護 み町大字小針新光彩会 宿三六八一	通所介護	平成二十六年十 二月一日	
		介護予防通所介護		

特別養護老人ホーム みち伊奈北	北足立郡伊奈社会福祉法人	短期入所生活介護	平成二十六年十月一日
デイサービスセンター 彩	羽生市南三ツシエ	通所介護	平成二十六年十月一日
クオール薬局 エンジェル店	幸手市南三ツクオール株式会社	居宅療養管理指導	平成二十六年十月一日
とまと薬局	東松山市箭弓町二二二ガワ	居宅療養管理指導	平成二十七年一月一日

告 示

埼玉県告示第六百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十六年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	変更事項	変更前	変更後	機関種別名
医療法人社団明 日佳 埼玉あす か松伏病院		医療法人優和会 埼玉野村病院	医療法人社団明 日佳 埼玉あす か松伏病院	訪問看護
JMA東埼玉訪 問看護ステーシ ョン	名称	北葛飾郡杉戸町幸手市吉野五一 清地二一―一―二 七―五		訪問看護
訪問介護事業所 桑の実ヘルパー ステーション	所在地	東埼玉訪問看護 ステーション	JMA東埼玉訪 問看護ステーシ ョン	介護予防訪問看護
指定居宅介護支 援事業所 桑の 実総合相談室	所在地	所沢市東狭山ヶ 丘六一二八二三 ―一二	所沢市東狭山ヶ 丘六一二八二三 ―一	訪問介護 介護予防訪問介護 居宅介護支援
		所沢市東狭山ヶ 丘六一二八二三 ―一三	所沢市東狭山ヶ 丘六一二八二三 ―一	

			介護支援センタ ー オアシス	所在地	草加市谷塚町五草加市瀬崎二 六五 ー ー ー 〇 三六 ー 三二		居宅介護支援
			デイサービスセ ンター ガイア	所在地	本庄市児玉町児玉郡神川町八 玉一四二 三 一 一		通所介護
			三ヶ島第2地域 包括支援センタ	所在地	所沢市東狭山ヶ 丘六 一 二 八 二 三 丘六 一 二 八 三 三		介護予防支援
			デイサービスア ツプル春日部	名称	茶話本舗デイサ ービス春日部	ツプル春日部	通所介護
			デイサービスア ツプル越谷若葉	名称	茶話本舗デイサ ービス越谷若葉	ツプル越谷若葉	通所介護
			デイサービスア ツプル草加	名称	茶話本舗デイサ ービス草加	ツプル草加	通所介護
			デイサービスア ツプル川口	名称	茶話本舗デイサ ービス川口	ツプル川口	通所介護
			デイサービスア ツプル坂戸	名称	茶話本舗デイサ ービス坂戸	ツプル坂戸	通所介護
			訪問看護ステ ーション あい	所在地	入間市上小谷田 一 一 一 二	訪問看護	
			居宅介護サービ ス 恵	所在地	入間市鍵山 一 一 三 一 一 ベル 一 八 一 二 〇 サ ハイツ入間二 〇 ンライズ小島二 〇 五	介護予防訪問看護	居宅介護支援

デイサービシア名称 ツプル越谷登戸	茶話本舗デイサービシア ツプル越谷登戸	ツプル越谷登戸	ツプル八木崎	茶話本舗デイサービシア ツプル八木崎	ツプル八木崎	通所介護	通所介護
デイサービシア名称 ツプル桶川	茶話本舗デイサービシア ツプル桶川	ツプル桶川	富士見在宅クリニック	富士見市針ヶ谷富士見市針ヶ谷 センター 二一―九一九二一八―七 センチュリー グーデン一〇二号 室	富士見市針ヶ谷富士見市針ヶ谷 センター 二一―九一九二一八―七 センチュリー グーデン一〇二号 室	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導
福島用具 アイ所在地 エリア	上尾市大字南五 六番地	上尾市上平中央 三丁目二五番地	上尾市大字南五 六番地	上尾市上平中央 三丁目二五番地	上尾市上平中央 三丁目二五番地	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
訪問介護ステーション アイエリア リア北上尾	上尾市大字南五 六番地	上尾市上平中央 三丁目二五番地	上尾市大字南五 六番地	上尾市上平中央 三丁目二五番地	上尾市上平中央 三丁目二五番地	訪問介護	介護予防訪問介護

咲	リハスタジオ花	ア北上尾	居宅介護支援事業所 アイエリ
	所在地		所在地
番地五	加須市北辻三二	六番地	上尾市大字南五
地一	加須市鴻荃六番	一	上尾市上平中央
介護予防通所介護	通所介護		居宅介護支援

告 示

埼玉県告示第六百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり休止の届出があった。

平成二十六年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	サービスの種類	休止年月日
まごころ介護サービス入間	入間市野田五八三 ーメゾン・ド・ヴィ ラいるま2 A	居宅介護支援	平成二十六年十二 月三十一日
通所介護事業所 エルスリーさい たま狭山	狭山市大字北入曾八 通所介護		平成二十六年十二 月一日

告 示

埼玉県告示第六百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十六年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	武重外科・整形外科 上尾市大字上二八一	所在地	サービスの種類	廃止年月日
茶話本舗デイサー ビス川口瑞穂	八	川口市前川二一六二 通所介護	訪問看護 介護予防訪問看護 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導 訪問リハビリテー ション 介護予防訪問リハ ビリテーション	平成二十五年十月 三十一日
茶話本舗デイサー ビス越谷	八番地二五	越谷市赤山町三丁目二 通所介護	訪問看護	平成二十六年九月 三十日
和楽ヘルパーセン ター草加氷川町	一〇五	草加市氷川町八三〇一 訪問介護	介護予防訪問介護	平成二十六年十二 月三十一日
介護センター なみち	は川口市鳩ヶ谷本町二二 四	訪問介護 介護予防訪問介護	訪問看護 介護予防訪問看護	平成二十六年十月 三十一日
さくら・介護ステ ーション毛呂山	人間郡毛呂山町岩井西二 一五一一二桂明荘二〇 二号室	訪問介護 介護予防訪問介護	訪問看護 介護予防訪問介護	平成二十七年一月 五日

告 示

埼玉県告示第六百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

B E N I B A N A W A L K 桶川

埼玉県桶川市桶川都市計画事業下日出谷東特定土地区画整理事業地内四十二
街区一画地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）B E N I B A N A W A L K 桶川

（変更後）B E N I B A N A W A L K 桶川

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名

（変更前）ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男

愛知県稲沢市天池五反田町一番地 外未定

（変更後）ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男

愛知県稲沢市天池五反田町一番地 外 計三十八者

ハ 変更年月日

平成二十六年十一月十九日

ニ 届出年月日

平成二十六年十二月十八日

二 縦覧期間

平成二十六年十二月二十六日から平成二十七年四月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年十二月二十六日から平成二十七年四月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワルツ（WALTZ）

埼玉県所沢市日吉町十二番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社みずほ銀行 代表取締役 佐藤康博

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号 外計九者

（変更後）株式会社みずほ銀行 取締役頭取 林信秀

東京都千代田区大手町一丁目五番五号 外計九者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社そごう・西武 代表取締役 山下國夫

東京都千代田区二番町五番地二十五 外計八者

（変更後）株式会社そごう・西武 代表取締役 松本隆

東京都千代田区二番町五番地二十五 外計八者

ハ 変更年月日

平成二十六年六月二十三日外

ニ 届出年月日

平成二十六年十二月十五日

二 縦覧期間

平成二十六年十二月二十六日から平成二十七年四月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年十二月二十六日から平成二十七年四月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第六百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワルツ（WALTZ）

埼玉県所沢市日吉町十二番一号

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 四二六台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四二六台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）ワルツ駐車場 午前九時四十五分から午後十時

西武鉄道西口駐車場 午前九時四十五分から午後八時三十分

NPC二十四H所沢第二パーキング 午前〇時から翌午前〇時

ウインズ二十四パーキング 午前〇時から翌午前〇時

タイムズ所沢駐車場 午前〇時から翌午前〇時

リパーク所沢駅西口 午前〇時から翌午前〇時

日栄会駐車場 午前〇時から翌午前〇時

（変更後）ワルツ駐車場 午前九時四十五分から午後十時

西武鉄道西口駐車場 午前九時四十五分から午後八時三十分

NPC二十四H所沢第二パーキング 午前〇時から翌午前〇時

ウインズ二十四パーキング 午前〇時から翌午前〇時

タイムズ所沢駐車場 午前〇時から翌午前〇時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 一〇か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 八か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十六年十二月二十二日

ニ 届出年月日

平成二十六年十二月十五日

二 縦覧期間

平成二十六年十二月二十六日から平成二十七年四月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年十二月二十六日から平成二十七年四月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第六百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

セキネビル

埼玉県草加市清門町字北四百一番一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後九時

（変更後）午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）建物駐車場 午前八時四十五分から午後八時

平面駐車場 午前八時四十五分から午後九時十五分

（変更後）建物駐車場 午前八時四十五分から午後八時

平面駐車場 午前八時四十五分から午後十時

ハ 変更年月日

平成二十六年十二月二十二日

二 届出年月日

平成二十六年十二月十九日

ニ 縦覧期間

平成二十六年十二月二十六日から平成二十七年四月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年十二月二十六日から平成二十七年四月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千六百五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルエツ松原店

埼玉県草加市栄町三丁目千九 一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 敷地周辺の道路上は、草加市自転車の放置防止に関する条例第七条第一項に規定する自転車の放置禁止区域となっております。路上駐輪があった場合、警告及び撤去の対象となるため、届出のとおり不正駐輪の監視を徹底くださいますようお願いいたします。

(2) 草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例では、店舗面積二十平方メートルにつき一台以上を収容できる駐輪場の確保が必要と定めていきます。今後開発の変更等がある場合は駐輪場の増設をご検討いただきますようお願いいたします。

二 縦覧期間

平成二十六年十二月二十六日から平成二十七年一月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第六百五十七号

測量計画機関である松伏町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

松伏町

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量）

三 作業地域

松伏町南部

四 作業期間

平成二十六年十二月二十日から平成二十七年三月二十日まで

告 示

埼玉県告示第六百五十八号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（路線測量、用地測量）

三 作業地域

さいたま市西区大字西新井地内外

四 作業期間

平成二十六年八月七日から平成二十七年二月二十七日まで

告 示

埼玉県告示第六百五十九号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（路線測量、用地測量）

三 作業地域

さいたま市見沼区大字中川地内

四 作業期間

平成二十六年十一月五日から平成二十七年二月二十日まで

告 示

埼玉県告示第六百六十号

測量計画機関である本庄市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

本庄市

二 作業種類

公共測量（一・三級基準点測量）

三 作業地域

埼玉県本庄市児玉町地内

四 作業期間

平成二十六年十二月二十日から平成三十年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第六百六十一号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県越谷市蒲生南町十九番六号

中島 義継

二 取消年月日

平成二十六年十二月十九日

告 示

埼玉県告示第千六百六十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

県立学校教職員用コンピュータ賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課未来を拓く学び推進担当 埼玉県さい
たま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成26年10月21日

4 落札者の氏名及び住所

富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地

5 落札金額

281,065,680円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成26年9月9日

告 示

埼玉県告示第千六百六十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

特別支援学校教職員用コンピュータ賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課未来を拓く学び推進担当 埼玉県さい
たま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成26年10月21日

4 落札者の氏名及び住所

富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地

5 落札金額

153,278,460円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成26年9月9日

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年十二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原 章

一 道路の種類 県道

二 路線名 ときがわ坂戸線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
比企郡ときがわ町大字玉川字 平松下中道二八八番一地先 から同郡同町大字玉川字沓形 三二六四番一地先まで		区 間
一 一・三〇	五・六〇 五・六〇	敷地の幅員 (メートル)
一 二・七五		延 長 (メートル)
自転車歩行者道整備工事		備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十二月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十六年七月二十五日

指令川建セ第二六 四九 号

二 検査済証番号

平成二十六年十二月二十四日

川建セ第二六 一二二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字都五十三番十、五十三番十六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町東小川三丁目六番地十二

針金大介

告 示

埼玉県教委告示第三十五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十六年十二月二十六日

埼玉県教育委員会委員長 高木康夫

一 日時

平成二十七年一月八日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告示

埼玉県選管告示第八十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり所在地の住所表示の異動の届出があつた。

平成二十六年十二月二十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

施設の開設主体及び名称		所在地
旧	社会福祉法人草加福祉会	埼玉県草加市長栄町六五八番地
新	特別養護老人ホーム フェリス	埼玉県草加市長栄二丁目一番地八

告 示

埼玉県選管告示第八十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

平成二十六年十二月二十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病 院	志木市立救急市民病院	埼玉県志木市上宗岡五丁目十四番五十号

雑報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、
普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十六年十二月二十六日

埼玉県病害虫防除所長 原 田 弘 之

平成26年 10月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析結果		保証票 の検査	その他 の検査	
			項目	指摘事項			
魚節煮かす	千成産業株式会社	9.0 千成魚節煮かす	主成分 - TN				
加工家きんふん肥料	千成産業株式会社	千成加工家きんふん 肥料	主成分 - TN、TP、TK、As				

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表するように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 主成分の略号は、次のとおりである。

TN - 窒素全量、TP - リン酸全量、TK - 加里全量、As - ひ素全量

雑報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、
特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十六年十二月二十六日

埼玉県病害虫防除所長 原 田 弘 之

平成26年10月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者 又は表示者	届出名(及び商品名)	検査の結果									備 考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCa (%)	C/N	水分 (%)	その他 の検査	
たい肥	深谷市	セーフティー川本めぐみ	2.14	5.51	3.44	97	1024	9.22	9.5	27.52		
	蕨戸田衛生センター 組合	くみあい蕨戸田1号	2.40	2.27	1.71	6	44	5.46	46.8	18.52		
	千成産業株式会社	千成リサイクル堆肥	3.96	2.78	1.81	28	160	3.14	8.2	19.65		
	ヤマギズム生活 首都圏岡部実顕地 農事組合法人	たい肥1号	1.44	2.17	1.00	36	162	3.01	14.6	44.61		
	高田 茂	土のエース	1.42	1.27	2.09	24	101	3.39	16.0	37.33		

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TN - 窒素全量、TP - リン酸全量、TK - 加里全量、TCu - 銅全量、TZn - 亜鉛全量、TCa - 石灰全量、C/N - 炭素窒素比、水分 - 水分含有量

2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

雑報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十六年十月に収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十六年十二月二十六日

埼玉県病害虫防除所長 原 田 弘 之

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収 去 場 所	飼料又は飼料 添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製 造 (輸入) 年 月	試 験 項 目	違反の有無及び 違反の内容
兼松新東亜食品株式会社 草加工場 埼玉県草加市	同左	混合飼料	豚用粉末油脂（カポック油粉 末）	26.10	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去年月日 収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年月	試験結果の概要											違反の内容		
				粗たん 白 質 %	粗脂肪 %	カルシ ウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性 塩基性 窒素 %	水溶性 窒素 %	ペプシ ン 消化率 %	T D N %	M E kcal/kg		その他 の検査	
兼松新東亜食品株式会社 草加工場 埼玉県草加市	H26.10.27 兼松新東亜食品 株式会社 埼玉県草加市	豚用粉末油脂(カポ ック油粉末)	26.10														
				15.5	15.7	0.05	2.33	6.9	11.1								

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 試験結果の概要の欄にあつては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対して過不足があつた場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

正 誤

埼玉県告示第千六百二十五号（平成二十六年十二月十九日第二千六百五十六号）
中訂正

ページ 行

一 前から九

誤

（仮称）文真堂書店狭山入曾店

正

文真堂書店狭山入曾店

ページ 行

一 前から十四

誤

東亜ディーケーケー株式会社

正

東亜ディーケーケー株式会社 代表取締役 佐々木輝男